

【目次】

- ・ 適格消費者団体認定
 に向けて～学習会
 がスタート～
 ……1 ページ
- ・ ホクネット年頭所感
 ……2 ページ
- ・ 改正景品表示法につ
 いて
 ……3 ページ
- ・ 日々の活動から
 ホクネットの動き
 編集後記
 ……4 ページ

適格消費者団体認定に向けて

～学習会がスタート～

「適格消費者団体の認定」を目標にホクネットの検討委員、事務局が学習を始めました。

*1回目 1月15日

「消費者団体訴訟に関する訴訟手続き上の問題点」

講師 町村 泰貴 教授

「消費者法による契約の取り消し・無効」

講師 瀬川 信久 教授

*2回目 2月5日

「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」

講師 番井 菊世 司法書士

講師 道尻 豊 弁護士

*3回目 3月13日予定

「公正取引委員会の概要と相談事例について」



去る2月5日午後6時半より、第2回団体訴権学習会が行われました。

テーマは「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」と「ホクネットの業務規程案」について活発な意見交換が行われました。

特に適格消費者団体ガイドラインについて、前半部分の講師は番井司法書士、後半は道尻弁護士から消費者契約法と消費者契約法施行規則に照らしながらの丁寧な説明があり、今後の運営への留意点などで大変参考になりました。学習会を通して、消費者契約法並びにガイドラインは必読であり、その内容も熟知すべきものであることなどを実感した内容でした。

ホクネットが設立し1年2ヶ月が経ちました。その間、検討委員会が立ち上げられ、検討グループの活動が活発化し、団体としての認知度も徐々に広がりつつあります。今後、検討すべき事案も10数件あり、さらなる活動の展開が求められる為、ホクネットの人的パワーとスキルがフル稼働する予定です。

そのためには、事務局としてのスキル向上は不可欠であること、申請に向けての心構えなどすべきことは山積しております。学習会等で、知識のパワーアップをはかりながら日々の研鑽に務めていく予定です。

(記 大嶋)

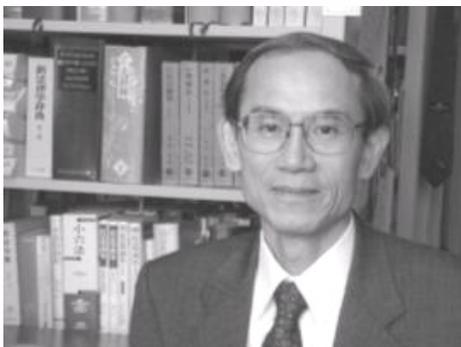
ホクネット年頭所感

ホクネット理事長
北海道大学教授 瀬川 信久

皆様、新しい年をいかがお過ごしでしょうか。

一昨年12月22日の設立総会から1年2ヶ月が過ぎました。昨年はまず、1月初めの事務所開設、1月末のNPO法人申請、4月末のNPO法人格取得、6月末の第1回通常総会によって、ホクネットの形を作りました。

総会準備と並行して、20余名の検討委員会を発足させ、6月には情報通信と継続的取引に関する2つの検討グループが、本格的な活動を開始しました。それぞれ、10月と11月に、不動産賃貸借契約トラブルと携帯電話契約トラブルについて、「ホクネット通報ダイヤル」を実施し、契約トラブル事例を収集して検討をすすめました。それを踏まえて、北海道内の不動産業者134業者に対し「建物賃貸借契約書アンケート」を実施し、さらに、不動産業者や携帯電話業者への直接の問い合わせや申し入れも始めています。



消費者支援ネット北海道公開セミナーとしては、5月と11月に、割賦販売法・特定商取引法改正とインターネット・携帯電話トラブルについて開催し、多くの方に参加いただきました。

このように、設立初年度でしたが、皆様のご協力により、活発な活動でスタートを切ることができました。心より厚くお礼申し上げます。

ところで、本年は、この活動をさらに発展させて、いよいよ適格消費者団体の認定を目指します。認定を獲得するためには、ホクネットの組織の整備・強化が必要ですが、何より重要なのは消費者の権利を守る活動実績だと考えています。

サブプライム・ローンの破綻から始まった現下の金融恐慌は、消費者の真のニーズを無視した経済活動が社会全体の仕組みを壊すものであることを明らかにしました。消費者の権利を守ることは、今日の社会の基盤を作る仕事だと思えます。

2009年を、ホクネットだけでなく、消費者にとっても一歩前進の年にしたいと考えています。そのために、今年もよろしくお願いたします。

瀬川 信久

1973～76年 東京大学法学部助手
1976～85年 北海道大学法学部助教授
現在
北海道大学大学院法学研究科教授
NPO法人消費者支援ネット北海道理事長

改正景品表示法について

ホクネット検討委員会副委員長
北海学園大学法学部教授

向田 直範

「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法」という）に消費者団体訴訟制度を導入すること等を内容とする「消費者契約法等の一部を改正する法律」が平成20年4月25日成立しました*。本法は平成21年4月1日から施行されこととなります。

景品表示法は、過大な景品付販売や不当表示を規制し、「一般消費者の利益を保護すること」を目的とした法律です。公正取引委員会は違反行為が認められた場合に、事業者に対しその行為の差止めや再び同様の行為を繰り返さないことを命じます。ところが予算や人員に制約があるので、公正取引委員会は、あらゆる事件を全て取りあげるといふわけにはいきません。ある程度広がりをもった重要な事件の規制が中心となります。これに対し、消費者団体訴訟制度を導入して適格消費者団体に差止請求権を付与すれば、同団体は消費者に身近な存在として活動し、情報を速やかに収集して請求権を機動的に行使できますし、それを背景として交渉による和解など事案に応じた柔軟かつ迅速な解決をすることも期待できます。

適格消費者団体による差止請求の対象は、景品表示法で定める優良誤認表示（同法4条1項1号）および有利誤認表示（同項2号）と同様の不当表示に限定されました。これらの不当表示

は、一般消費者に誤認を与え、民法上の錯誤や詐欺に該当する場合も多く、取消権等の民事上の権利が個々の消費者に発生することを観念できるものです。表示は、通常、多数の者に対して行われるものですから、これらの不当表示を集团的・一般的に停止し予防することは適当と考えられます。

これが、差止請求の対象が優良誤認表示と有利誤認表示となった理由です。

現行の景品表示法は行政規制を定めた法律ですので、そのままでは差止請求権の根拠とはなりません。今回の改正では、景品表示法4条1項1号・2号により禁止される行為と同様の行為が差止請求の対象となることを定めた規定が新設されました（11条の2第1号・2号）。

また、適格消費者団体の認定手続きについては、内閣府に窓口が一本化されています（消費者契約法13条1項）が、これは、申請団体の事務負担の軽減、行政コストの削減および内閣府における一元的な情報収集・提供のためです。適格消費者団体の認定に際しては、内閣総理大臣は公正取引委員会の意見を聴くことになっています（同法15条2項項）。

*「特定商取引に関する法律」にも消費者団体訴訟制度が導入されました。

果汁飲料の場合……

グレープフルーツの天然果汁100%と表示したが、じつはグレープフルーツ60%だった。



優良誤認の例

食肉の場合……

国産有名ブランド牛の肉であるかのように表示して販売していたが、じつはブランド牛でない国産牛肉だった。



《建物賃貸借契約書アンケートについて》

賃貸アパートなどの建物賃貸借契約に関する相談が消費生活センター等の相談窓口にな数多く寄せられています。

そこで、北海道内の主な賃貸物件情報雑誌に掲載されている134の不動産業者に消費者の利益を不当に害する条項が使われていないかを調べる目的で、アンケート調査を実施。

その結果、14社から返事が寄せられました。問題と思われる条項を使用している業者に対しては、使用の中止を求めるなどの活動を進めていく予定です。

《マニュアル規定等の提供を求める》



携帯電話事業者の3社に対し要望書を送付しましたが、そのうちのソフトバンクモバイル(株)代理弁護士から1月20日付けで回答書が届きました。

《合同意見交換会》開催

(株)NTTドコモとKDDI(株)の2社のお客さま相談室担当者5名と、ホクネット検討グループが意見交換を行いました。

ホクネットの動き 《3月～4月》

- * 3月6日(金)……………消費者団体訴訟制度意見交換ミーティング (内閣府主催)
教育文化会館 (14:00～16:00)
- * 3月13日(金)……………公正取引委員会との勉強会 ほくろうビル2階 (18:30～)
- * 3月18日(水)……………検討委員会 ほくろうビル2階 (18:30～)
- * 3月24日(火)……………第4回理事会 ほくろうビル5階 (18:30～)
- * 4月……………検討グループ会合予定



編集後記

毎年この時期になると春になるのが待ち遠しいのですが、今年もまさに冬と春が一進一退を繰り返しています。

緑に覆われた植物園を見ながら出勤できるのはまだ先のことになりそうですが、不況の話ばかりではなく桜開花予想のニュースを聞くことができればうれしいのですが・・・ (K.T)



NPO 法人 消費者支援ネット北海道
(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目
ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL

Info_hokkaido@hocnet1222.jp

URL

<http://www.e-hocnet.info/>